

議第24号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表（15）の項を次のように改める。

（15） 削除	
---------	--

別表（19）の項コ（ㇿ）を同項コ（ㇼ）とし、同項コ（ㇽ）中「第51条第4項」を「第51条第5項」に改め、同項コ（ㇾ）を同項コ（ㇿ）とし、同項コ（イ）中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同項コ（イ）を同項コ（ㇽ）とし、同項コ（ㇾ）の次に次のように加える。

（イ） 法第51条第3項の規定による公表	
----------------------	--

別表（19）の2の項コ（ㇿ）を同項コ（ㇼ）とし、同項コ（ㇽ）中「第51条第4項」を「第51条第5項」に改め、同項コ（ㇾ）を同項コ（ㇿ）とし、同項コ（イ）中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同項コ（イ）を同項コ（ㇽ）とし、同項コ（ㇾ）の次に次のように加える。

（イ） 法第51条第3項の規定による公表	
----------------------	--

別表（25）の項を次のように改める。

（25） 削除	
---------	--

別表（28）の項を次のように改める。

（28） 削除	
---------	--

別表（48）の項から（51）の項までを次のように改める。

（48）から（51）まで 削除	
-----------------	--

別表（60）の項中「長浜市」の右に「、近江八幡市」を加え、「（愛荘町を除く。）」を削り、同表（61）の項中「、近江八幡市」を削り、「、栗東市および愛荘町」を「および栗東市」に改め、同表（63）の項を次のように改める。

(63) 削除

別表(64)の項中「草津市および甲賀市」を「大津市、長浜市、草津市、甲賀市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表(60)の項に規定する事務に係る法令もしくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては近江八幡市または愛荘町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、近江八幡市もしくは愛荘町の長がした処分その他の行為または近江八幡市もしくは愛荘町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。